

○松江市公衆浴場法施行条例

平成29年12月19日

松江市条例第114号

(趣旨)

第1条 この条例は、公衆浴場法(昭和23年法律第139号。以下「法」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において「一般公衆浴場」とは、同時に多数人を入浴させる公衆浴場であって、その利用の目的及び形態が地域住民の日常生活において保健衛生上必要なものとして利用されるものをいう。

2 この条例において「その他の公衆浴場」とは、一般公衆浴場以外の公衆浴場をいう。

(一般公衆浴場の設置の場所の配置の基準)

第3条 新たに設置される一般公衆浴場の設置の場所と現に存する一般公衆浴場の設置の場所との間の直線距離は、300メートル以上でなければならない。ただし、土地の状況その他の事由により市長が特に必要と認める場合は、この限りでない。

(公衆浴場に必要な措置の基準)

第4条 一般公衆浴場又は個室を設けないその他の公衆浴場の営業者が講ずべき法第3条第2項の規定により条例で定める措置の基準は、別表に掲げるとおりとする。

2 個室を設けるその他の公衆浴場の営業者が講ずべき法第3条第2項の規定により条例で定める措置の基準は、別表の1の項第11号及び第13号、2の項第4号から第10号まで並びに3の項に掲げるもののほか、次に掲げるものとする。

(1) 個室の床面積は9平方メートル以上とし、天井の高さは2.1メートル以上とすること。

(2) 個室の出入口の扉等には、適当な位置に内部を見通すことのできる0.3メートル平方以上の窓を設け、これを遮へいしないこと及び鍵を設けないこと。

(3) 個室には、浴槽を設け、浴槽水(浴槽内の湯水をいい、循環使用するものを含む。以下同じ。)は、使用の度に換水すること。

(4) 個室の照明は、その点滅装置を個室の外に設け、1個の点滅装置で個室全部の照明を点滅することができるものとし、個室の照明は、常に50ルクス以上に保つこと。

(5) 個室には換気装置又は直接外気に面した開閉のできる窓を設けること。

(6) 営業時間は、日出時から午後12時までの間において定めること。

3 市長は、その他の公衆浴場について利用者の数、土地の状況、営業形態その他特別な事情により衛生及び風紀に支障がないと認めるときは、前2項の基準の特例を定めることができる。

4 公衆浴場の営業者は、その管理する施設内において、人の健康を害する物質等により入浴者の生命又は身体に重大な被害が生じており、又は生じるおそれがあるときは、その被害に係る建物、敷地等への立入りを禁止し、又はこれらの場所にいる入浴者を退去させ、その他その被害を防止するために必要な措置をとらなければならない。

(許可証)

第5条 市長は、法第2条第1項の浴場業の許可をしたときは、規則で定めるところにより、公衆浴場営業許可証(以下「許可証」という。)を交付しなければならない。

2 公衆浴場の営業者は、前項の許可証を浴場の見やすい場所に掲示しなければならない。

(手数料)

第6条 法第2条第1項の規定により浴場業の許可を受けようとする者は、手数料を納付しなければならない。

2 前項の手数料の額は、申請1件につき2万2,100円とする。

3 既に納付した手数料は、還付しない。

(委任)

第7条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に交付されている公衆浴場法施行条例(昭和23年島根県条例第72号)第2条の2第1項の許可証は、第5条第1項の許可証とみなす。

附 則(令和2年12月28日松江市条例第72号)

この条例は、公布の日から施行する。

別表(第4条関係)

1 構造設備に係る衛生措置の基準

(1) 浴室及び脱衣場は、それぞれ男女を区別し、その境界には隔壁を設け、相互に、かつ、外部から見通すことのできない構造であること。

- (2) 浴室には、天井を張り、適当な箇所に湯気抜き又は換気装置を設けること。
- (3) 脱衣場には、換気に必要な窓又は換気装置を設けること。
- (4) 脱衣場には、入浴者数に応じた十分な数の衣類その他携帯品を安全に収納し、又は保管するための設備を設けること。
- (5) 洗い場の床面積は、男女それぞれ6.6平方メートル以上とすること。
- (6) 洗い場の床は、タイル等の耐水性材料を用いること。
- (7) 洗い場には、適当な勾配のある排水溝を設け、汚水が流出する構造とし、流出した汚水は、公衆衛生上支障のないように処理すること。
- (8) 洗い場には、入浴者数に応じた十分な数の清浄な湯水を常に供給できる給湯栓及び給水栓を設けること。
- (9) 洗い場には、入浴者数に応じた十分な数の洗いおけ及び1人用腰掛けを備えること。
- (10) 浴槽の内側には、足掛けを設けること。
- (11) 防虫及び防臭設備のある便所を男女別に設けること。
- (12) 浴場には、傘及び履物を収納し、又は保管するための設備を設けること。
- (13) 熱気又は蒸気を使用する入浴設備については、次のとおりとすること。
  - ア 入浴者の身体の安全を保持できる構造とすること。
  - イ 入浴者が内部から開閉できる構造とすること。
  - ウ 温度計及び温度調節設備を設けること。
- (14) 屋外に浴槽を設ける場合にあっては、次のとおりとすること。
  - ア 浴槽は、男女を区別し、その境界には隔壁を設け、相互に、かつ、外部から見通すことのできない構造であること。
  - イ 屋外には、洗い場を設けないこと。
  - ウ 浴槽に附帯する通路等には、脱衣場、浴室等の屋内の保温されている部分から直接出入りできる構造であること。
- (15) 原湯(循環使用しないで供給される温水をいう。以下同じ。)を貯留する槽(以下「貯湯槽」という。)を設置する場合にあっては、土ぼこり及び汚水が入らず清掃しやすい構造であること。
- (16) ろ過器を設置する場合にあっては、そのろ過器のろ材は、十分な逆洗浄が行えるものであること。

- (17) ろ過器を設置する場合にあっては、ろ過器の前に集毛器(毛髪等を取り除く容器をいう。以下同じ。)を置くこと。
- (18) ろ過器を設置する場合にあっては、浴槽水の消毒に用いる塩素系薬剤等の注入口又は投入口は、循環している浴槽水がろ過器内に入る直前に設置されていること。
- (19) 回収槽(水した浴槽水を再利用するために貯留する槽をいう。以下同じ。)を設置する場合にあっては、清掃が容易に行える構造であって、回収槽内の水を消毒できる設備が備えられていること。
- (20) 上がり用湯水(洗い場に備え付けられた給湯栓及び給水栓(シャワーを含む。)から供給される湯水をいう。以下同じ。)は、浴槽水を用いる構造でないこと。
- (21) 気泡発生装置(浴槽水に空気を送り込み微小な水粒を発生させる装置をいう。以下同じ。)を設置する場合にあっては、空気の入入口から土ぼこりが入りにくい構造であること。

## 2 衛生措置の基準(構造設備に係るものを除く。)

- (1) 営業者は、衛生管理を行うため自主管理手引書及び点検表を作成し、従業者に周知して衛生管理を徹底するとともに、営業者又は従業者のうちから責任者を定め、日常の衛生管理に当たらせること。この場合において、衛生管理に関する記録を作成し、3年間保管すること。
- (2) 営業中は、浴場内を監視し、衛生の保持及び事故防止に努めること。
- (3) 浴槽水の温度は、常に適温に保つこと。
- (4) 浴場内は、十分な照度を保つこと。
- (5) 洗い場、浴槽、脱衣場、洗いおけ、腰掛け等は、毎日1回以上清掃すること。
- (6) 浴場内は、月1回以上ねずみ及び衛生害虫の駆除並びに消毒を行うこと。
- (7) 入浴者にタオル等の布類又はくしを貸与し、又は供与する場合にあっては、新しいもの又は消毒したものを貸与し、又は供与すること。
- (8) 入浴者にかみそりを貸与し、又は供与する場合にあっては、新しいものを貸与し、又は供与することとし、使用済みのかみそりを放置させないこと。
- (9) 伝染のおそれのある疾病にかかっている従業者又はその疑いがある従業者は、医師の診断により支障がないと確認できる場合を除き、入浴者に接する業務に従事させないこと。
- (10) 公衆衛生に害を及ぼすおそれのある行為をしないこと等入浴上の注意事項を浴場内の見やすい場所に掲示すること。

- (11) 薬湯を使用する場合にあっては、浴法及び含有成分を浴場内の見やすい場所に掲示すること。
- (12) 浴槽水及び水道水(水道法(昭和32年法律第177号)第3条第1項に規定する水道により供給される水をいう。以下同じ。)以外の水を使用した上がり用湯水は、レジオネラ属菌が検出されないこと。
- (13) 貯湯槽を設置している場合にあっては、定期的に貯湯槽の生物膜(微生物の増殖等により形成される膜をいう。以下同じ。)の状況を監視し、並びに生物膜の除去を行うための清掃及び消毒を行うこと。
- (14) 浴槽は常に満杯の状態にし、浴槽水は常に清浄に保つこと。
- (15) 浴槽水は、毎日完全に換水すること(常に原湯が浴槽に補給されている場合であって、その補給される1日の原湯量が浴槽の容量以上のときは、完全に換水されているものとみなす。)。ただし、消毒装置を設置している場合にあっては、1週間に1回以上完全に換水すること。
- (16) ろ過器を設置している場合にあっては、1週間に1回以上ろ過器を十分に逆洗浄して汚れを排出するとともに、適切な消毒方法で生物膜を除去すること。
- (17) 浴槽水を循環使用している場合にあっては、1週間に1回以上、循環させるための配管について適切な消毒方法で生物膜を除去し、浴槽を清掃すること。
- (18) 浴槽水を循環させる設備にあっては、吐出口付近に飲用できない旨の表示をする等浴槽水の誤飲を防ぐための措置を講ずること。
- (19) ろ過器を使用している浴槽水又は24時間以上完全に換水しないで使用している浴槽水の消毒は、次の基準によること。ただし、原水(循環使用しないで供給される水をいう。以下同じ。)若しくは原湯の性質その他の条件により塩素系薬剤が使用できない場合、原水若しくは原湯の水素イオン濃度が高くアに掲げる基準を適用できない場合又は他の消毒方法を使用する場合であって、他の適切な衛生措置を行うことを条件に市長が認めたときにあっては、この限りでない。
- ア 塩素系薬剤を使用し、浴槽水中の遊離残留塩素濃度を頻繁に測定し、1リットル中0.4ミリグラム程度に保つこと。
- イ 結合塩素のモノクロラミンを使用し、浴槽水中のモノクロラミン濃度を1リットル中3ミリグラム程度に保つこと。
- ウ 測定結果は、検査の日から3年間保管すること。
- (20) 消毒装置を設置している場合にあっては、その維持管理は、適切に行うこと。

- (21) 循環式浴槽(湯水の使用量を少なくする目的で浴槽の湯をろ過器等を通して循環させる構造の浴槽をいう。)の浴槽に湯水があるときは、ろ過器及び消毒装置を常に作動させること。
- (22) 集毛器を設置している場合にあっては、その清掃及び消毒は、毎日行うこと。
- (23) シャワーは1週間に1回以上内部の水が換水するように通水し、シャワーヘッド及びホースは6月に1回以上点検するとともに、その内部の汚れ及びスケールの洗浄並びに消毒を1年に1回以上行うこと。
- (24) 洗い場の給湯栓及びシャワーへ送る湯を貯留する槽を設置している場合にあっては、その清掃は、定期的に行うこと。
- (25) 水質検査については、次の基準によること。
- ア 水道水以外を使用した上がり用湯水並びにろ過器を使用していない浴槽水及び毎日完全に換水している浴槽水にあっては1年に1回以上、24時間以上完全に換水しないで使用している浴槽水にあっては1年に2回以上(浴槽水の消毒が塩素系薬剤によらないものである場合にあっては、1年に4回以上)レジオネラ属菌について検査を行うこと。
- イ 検査結果は、検査の日から3年間保管すること。
- ウ 検査結果が第12号に掲げる基準を満たさない場合には、速やかにその旨を市長に届け出ること。
- (26) 気泡発生装置を設置している場合にあっては、内部に生物膜が形成されないように、定期的に清掃及び消毒を行うこと。
- (27) 回収槽の水を浴用に供する場合にあっては、回収槽の内部の清掃及び消毒を1週間に1回以上行うとともに、レジオネラ属菌が繁殖しないように回収槽内の水を塩素系薬剤等で消毒すること。
- (28) 浴槽水を河川又は湖沼に排水する場合にあっては、環境保全のための必要な処理を行うこと。

### 3 風紀に関する基準

- (1) 従業者に風紀を乱すおそれのある服装又は行為をさせないこと。
- (2) 風紀を乱すおそれのある文書、絵画、写真等を置き、又は掲げないこと。